

事 務 連 絡
平成18年6月9日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険課
老人保健課

介護保険事務処理システム変更に係る資料の送付について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護報酬の見直し（経過型介護療養型医療施設の創設）に関しましては、平成18年5月19日事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る資料（「介護報酬の算定構造イメージ（平成18年7月見直し版）」）の送付について」（介護制度改革インフォメーションVOL.105）によりお知らせしていますが、これに伴う「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び「国保連合会とのインタフェース」の変更点について、現時点で考えられる事項について整理しましたので送付いたします。

なお、当該資料につきましては、今後、社会保障審議会介護給付費分科会における議論等を踏まえ、修正等がなされうるものであることをご承知おき下さい。

つきましては、管下の市町村等に対しまして、本資料を速やかに配布していただきますよう、よろしく願いいたします。

また、本資料は、WAM-NETに掲載する予定です。

【送付内容】

- （資料1） 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（案）
- （資料2） 「国保連合会とのインタフェース」（案）
- （参考） 「介護報酬の算定構造のイメージ」（平成18年7月見直し版）（変更部分）

<照会先>

（インタフェース関係）

厚生労働省老健局介護保険課 佐藤
Tel03-5253-1111（内線）2166

（体制等状況一覧表、算定構造イメージ）

厚生労働省老健局老人保健課 調査係 伊差川
Tel03-5253-1111（内線）3960

介護保険事務処理システム等の変更内容（案）

1 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の変更点について

（1）別紙1「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

- 「短期入所療養介護」の施設等の区分にA：病院経過型、B：認知症経過型を追加する。
- 「介護療養型医療施設」の施設等の区分にA：病院経過型、B：認知症経過型を追加する。

（2）別紙1-2「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（介護予防サービス・介護予防支援）

- 「介護予防短期入所療養介護」の施設等の区分にA：病院経過型、B：認知症経過型を追加する。

資料1 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（案）」を参照

2 国保連合会とのインタフェースの変更点について

<都道府県インタフェース>

- 「事業所異動連絡票情報（サービス情報）」及び「事業所情報更新結果情報（サービス情報）」、「事業所台帳情報（サービス情報）」の施設等の区分コードの属性を変更する。（数字→英数字）

<コード一覧>

- 施設等の区分コードへの平成18年7月以降の新規区分として、短期入所療養介護（診療所等）、介護療養型医療施設及び介護予防短期入所療養介護（診療所等）に、それぞれA：病院経過型、B：認知症経過型を追加する。

資料2 「国保連合会とのインタフェース（案）」を参照